

ガイドライン策定の経緯

【東京都地域防災計画の改定及び災害時医療救護活動ガイドラインの策定】

- 「東京都地域防災計画」(平成26年修正)において、①フェーズ区分が見直され、発災直後から中長期に細分化されたこと、②二次保健医療圏を単位とした災害医療体制の導入に伴い、新たな連携体制と役割分担が明示された。
- 「災害時医療救護活動ガイドライン」(平成28年2月)を策定したことを踏まえ、今般、「災害時歯科医療救護活動ガイドライン」を策定した。
- なお、「災害時歯科医療救護活動マニュアル」(平成9年3月)は、これに伴い、廃止した。

策定までの経過

【部会による検討】

- 災害時歯科保健医療活動ガイドライン検討部会を設置し、歯科医療救護活動の目的や役割、活動内容などについて、平成28年11月から平成29年6月までの間、3回の部会にて検討し、歯科保健対策推進協議会にて報告

【区市町村照会】

- 平成29年5月から6月までの間、素案に対し、区市町村照会を実施

【災害医療協議会への報告】

- 平成29年7月24日の災害医療協議会において、災害時歯科医療救護活動ガイドラインを報告

ガイドラインの概要

【災害時医療体制の基本事項や災害時歯科医療救護活動について記載】

- 東京都全域、二次保健医療圏、区市町村を単位とした災害医療体制の概要、各機関の役割
- フェーズごとの医療救護活動の概要
- 災害時医療体制における歯科医療救護活動の位置付け
- 災害時における歯科の役割(口腔顎顔面領域の外傷等への対応、応急歯科診療、災害関連疾病予防対策など)
- フェーズごとの求められる歯科医療救護活動の流れ
- 歯科医療救護活動に関わる各機関の役割
- 歯科医療救護活動の対応方針や口腔衛生対策・災害関連疾病予防対策
- 検視・検案に際しての法歯学上の協力